

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年3月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（学校運営に関する基本的な方針等の承認）</p> <p>第5条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1）教育目標など教育課程の編成及び<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第</u></p>	<p>（学校運営に関する基本的な方針等の承認）</p> <p>第5条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1）教育目標など教育課程の編成に関する基本方針</p>

<u>1 項に規定する業務量管理・健康 確保措置の実施</u> に関する基本方針	
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。